

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

令和3年税制改正②～所得税

Q 昨年12月に令和3年の税制改正大綱が発表されました。この中で、所得税に関する改正のポイントはなんですか？

解説

今回の税制改正では、住宅ローン控除の拡充や退職所得課税及び社債利子課税の改正があります。

1. 住宅ローン控除の改正

住宅の取得等に係る消費税が10%の場合に**住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例を延長**し、床面積要件も緩和します。まとめると下記となります。

床面積要件	所得要件(適用対象者の適用を受ける年分)	契約要件		入居時期
		居住用家屋の新築	既存住宅の取得等	
50㎡以上	3000万円以下	2020/10/1 ~	2020/12/1 ~	2021/1/1 ~
40㎡以上 50㎡未満	1000万円以下	2021/9/30	2022/12/31	2022/12/31

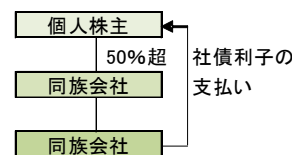
2. 退職所得課税の改正

勤続年数5年以下で、かつ、**役員でない者**の退職金について、退職所得控除額を控除した残額のうち、**300万円を超える部分について2分の1課税が廃止**となる。

勤続年数	従業員		役員
	退職所得控除後：300万円以下	退職所得控除後：300万円超	
5年以下	2分の1課税適用あり	2分の1課税適用なし	2分の1課税適用なし
5年超		2分の1課税適用あり	2分の1課税適用あり

3. 同族会社が発行した社債利子等への課税の適正化

同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人等が受けるものを、**総合課税の対象**とします。右の図の**個人株主**が受ける社債利子が**総合課税**となります。(改正前は分離課税)



要するに…

今回の税制改正では、特に大きな目玉となる改正はありませんが、現在の不況下の中、住宅ローン控除の拡充はありがたいですね。